

令和4年9月16日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和4年9月16日現在、1,060件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、中村

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上の注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	お~いお茶 カテキン緑茶	株式会社伊藤園	3011001002279	茶系飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特長です。また、本品はコレステロールの吸収をおだやかにする茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールを減らすのが特長です。体脂肪が多めの方やコレステロールが高めの方に適しています。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。	500ml:1日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。 1L、2L: 1日1L、食事の際に500mlを目安にお飲みください。	特保	R4.9.16	1840